

見舞金制度加入サービス終了のお知らせ

日頃より格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当金庫におきましては、公的年金をお受け取りの方への特典のひとつとして、不慮の事故による死亡または後遺障害が発生した際に見舞金（最高額2万円）を支給する見舞金加入サービスを行ってまいりましたが、11月25日（木）をもって終了とさせていただきます。

今後ともお客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧たまわりますようお願い申し上げます。

かながわ信用金庫